

訪問看護の基礎知識 ⑨

地域ケア科医長 小松裕和

実は、長時間（2～3時間）の訪問もできる！

- ・介護者のレスパイトや短時間の所用に
- ・通所サービスにつなげる第一歩として
- ・時間をとって大事な話が必要なとき

以下の場合、週1回に限る

- ・特別訪問看護指示書
- ・厚生労働大臣が定める状態等

以下の場合、週3回まで

- ・15歳未満の超重症児または準超重症児



今回ご紹介するのは、**実は、長時間（2～3時間程度）の訪問もできる！**ということです。「医療的ケア児」と呼ばれたり、「重症心身障がい」に該当する多くの方は、長時間の訪問看護を利用することができるのですが、医療や介護・福祉の支援者にも、本人・家族にもまだまだ知られていない知識です。

要介護認定を受けていない方で、医療的ケアが必要であったり、重度な障がいのある方は、多くの方が「厚生労働大臣が定める状態等」に該当するため、週1回に限り長時間訪問看護を利用できるようになっています。また、15歳未満の超重症児または準超重症児は、週3回まで長時間訪問看護を利用できます。

例えば、長時間の訪問看護を利用することで、四六時中つきっきりの介護者が買い物や役所・銀行などの所用に出かけることもできます。また、医療的ケアが必要であったり、重度な障がいのある方の通所サービスは、まだまだ地域で十分に整備されていない状況で、本人・家族も通所サービスにケアを委ねることには、最初は心配や不安も大きいものです。**長期間の介護を見据えて、本人・家族が「医療的ケアを誰かに委ねられる」ようになるために、まずはこの長時間訪問看護を利用してみることをお勧めしています。**

一方で、要介護認定を受けている方でも、退院直後や急性増悪や終末期で特別訪問看護指示書が発行されたときには、大事なタイミングで長時間訪問看護を利用して、点滴や吸引などの医療処置に加えて、本人・家族の思いを十分に聞く時間を取ってサポートすることもできます。

実は、訪問看護は必要な方に利用できるようになっていますので、「**たしか訪問看護、こういう利用ができるんじゃないかった？**」とまずは医師や看護師やソーシャルワーカーなど、関係者で話をしてみるのが大切です。